

文京区議会会議規則（昭和三十一年議決）新旧対照表

改正後（案）	現行
目次 第一章～第十五章 （略） 第十六章 補則（<u>第百十六條の二</u>第百十七條） 付則 （欠席の届出） 第二条 （略） 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合に<u>あつては</u>、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 （会議時間） 第八条 （略） 2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより</u>、会議時間を変更することができる。ただし、異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮つて決める。 <u>3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u>	目次 第一章～第十五章 （略） 第十六章 補則（第百十七條） 付則 （欠席の届出） 第二条 （略） 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合に<u>あつては</u>、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 （会議時間） 第八条 （略） 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮つて決める。 <u>（新設）</u>

4 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(休会)

第九条 次に掲げる日は、休会とする。

一～三 (略)

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 (略)

4 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）
第百十四条第一項の規定による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は、休会中でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第十条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(議案の提出)

第十二条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第百十二条第二項の規定によるものについては所定の賛成者と共に連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(修正の動議)

3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(休会)

第九条 次の各号に掲げる日は、休会とする。

一～三 (略)

2 議事の都合その他、必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 (略)

4 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）
第百十四条第一項の規定による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は休会中でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第十条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(議案の提出)

第十二条 議員が、議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第百十二条第二項の規定によるものについては、所定の賛成者と共に連署して議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(修正の動議)

第十四条 修正の動議は、その案を備え、あらかじめ議長に提出しなければならない。ただし、法第百十五条の三の規定による修正の動議には、発議者が連署しなければならない。

(事件及び動議の撤回等)

第十六条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

- 2 議員が提出した事件及び動議で前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。
- 3 委員会が提出した議案につき第一項の許可を求めようとするときは、その委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

(日程の作成及び配布)

第十七条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

- 2 議事日程に定めた日に、その記載事件の議事を開くことができなかつたとき又はその議事が終わらなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(議事日程のない会議の通知)

第十八条 (略)

- 2 前項の場合において、議長は、その開議までに議事日程を定めな

第十四条 修正の動議は、その案をそなえ、あらかじめ議長に提出しなければならない。ただし、法第百十五条の三の規定による修正の動議には、発議者が連署しなければならない。

(事件及び動議の撤回等)

第十六条 会議の議題となつた事件及び動議を撤回し、又は訂正しようとするときは、議会の承認を得なければならない。

- 2 議員が提出した事件及び動議で前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。
- 3 委員会が提出した議案につき第一項の承認を求めようとするときは、その委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

(日程の作成及び配布)

第十七条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

- 2 議事日程に定めた日に、その記載事件の議事を開くことができなかつたとき又はその議事が終らなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(議事日程のない会議の通知)

第十八条 (略)

- 2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければなら

ればならない。

(日程の順序変更及び追加)

第十九条 (略)

2 議員から議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加する動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(日程の終了及び延会)

第二十条 議事日程に記載した事件の議事を終わつたときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って延会することができる。

(議場の閉鎖)

第二十三条 投票による選挙を行うときは、議長は、第二十一条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖しなければならない。

(投票)

第二十五条 議員は、議長の指示に従つて、順次、投票する。

(開票及び投票の効力)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

ない。

(日程の順序変更及び追加)

第十九条 (略)

2 議員から日程の順序変更又は追加の動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(日程の終了及び延会)

第二十条 議事日程に記載した事件の議事を終つたときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って延会することができる。

(議場の閉鎖)

第二十三条 投票による選挙を行うときは、議長は、第二十一条の規定による宣告の後議場の出入口を閉鎖しなければならない。

(投票)

第二十五条 議員は、点呼に応じて、順次、備付けの投票箱に投票を行う。

(開票及び投票の効力)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

4 投票の効力に係る法第百十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(議案等の説明・質疑及び委員会付託)

第三十二条 会議事件は、次項本文及び第八十四条に規定する場合を除き、会議においてまず提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議会の議決で委員会に付託する。

2～3 (略)

(付託事件を議題とする時期)

第三十三条 委員会に付託した事件は、その報告を待って議題とする。

2 (略)

(委員長及び少数意見者の報告)

第三十四条 委員会が審査し、又は調査した事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで第六十九条第二項の規定による少数意見者が少数意見の報告をする。

2～4 (略)

(字句及び数字等の整理)

第三十九条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の事項の整理を議長に委任することができる。

(再付託)

第四十条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があるときは、議会は、更にその事件を同一の委

(新設)

(議案等の説明・質疑及び委員会付託)

第三十二条 会議事件は、次項本文及び第八十四条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議においてまず提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議会の議決で委員会に付託する。

2～3 (略)

(付託事件を議題とする時期)

第三十三条 委員会に付託した事件は、その報告をまつて議題とする。

2 (略)

(委員長及び少数意見者の報告)

第三十四条 委員会が審査し、又は調査した事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで第六十九条第二項(少数意見の留保)の規定による少数意見者が少数意見の報告をする。

2～4 (略)

(字句及び数字等の整理)

第三十九条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

(再付託)

第四十条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又

員会又は他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第四十一条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。

(発言の通告等)

第四十三条 (略)

2 前項の発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 (略)

4 発言の通告をした者が欠席し、又は発言の順位に当たつても発言しない、若しくは議場に現在しないときは、当該通告はその効力を失う。

(通告しない者の発言)

第四十四条 発言の通告をしない者は、通告をした者が全て発言を終わつた後でなければ、発言を求めることができない。

2～3 (略)

(議長の発言及び討論)

第四十六条 議長が議員として発言しようとするときは、議席について発言し、発言を終わつた後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは議長席に復することができない。

は他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第四十一条 延会、・中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。

(発言の通告等)

第四十三条 (略)

2 前項の通告書には、質疑についてはその要旨、討論については、・反対・賛成の別を記載しなければならない。

3 (略)

4 発言の通告をした者が欠席し、又は発言の順位に当たつても発言しないとき若しくは議場に現在しないときは、通告はその効力を失う。

(通告しない者の発言)

第四十四条 発言の通告をしない者は、通告をした者が全て発言を終つた後でなければ、発言を求めることができない。

2～3 (略)

(議長の発言及討論)

第四十六条 議長が議員として発言しようとするときは、議席について発言し、発言を終つた後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第四十七条 (略)

2 (略)

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第四十九条 (略)

2 前項の規定による発言時間の制限に対する異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(発言の継続)

第五十一条 延会、中止又は休憩等のため、発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(準用規定)

第五十六条 質問については、第四十八条及び第五十二条の規定を準用する。

(発言の取消し 又は訂正)

第五十七条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(議長への通知)

第五十八条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日

(発言内容の制限)

第四十七条 (略)

2 (略)

3 議員は、質疑に当たっては自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第四十九条 (略)

2 前項の時間制限に対して、異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(発言の継続)

第五十一条 延会、中止又は休憩等のため、発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(準用規定)

第五十六条 質問については、第四十八条(質疑の回数)及び第五十二条(質疑又は討論の終結)の規定を準用する。

(発言の取消し)

第五十七条 議員は、その会期中に限り、自己の発言から十日以内に議会の許可を得て、当該発言を取り消すことができる。

(議長への通知)

第五十八条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日

時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(委員外議員の発言)

第六十一条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。委員でない議員から発言の申出があつたときも、また同様とする。

(所管事務の調査)

第六十六条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 (略)

(委員の派遣)

第六十七条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(無記名投票)

第七十七条 無記名投票を行う場合には、議題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票しなければならない。

(選挙規定の準用)

第七十八条 記名投票又は無記名投票を行う場合については、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条第一項から第三項まで、第二十八

時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(委員外議員の発言)

第六十一条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。委員でない議員から発言の申出があつたときも、また同様とする。

(所管事務の調査)

第六十六条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 (略)

(委員の派遣)

第六十七条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(無記名投票)

第七十七条 無記名投票を行う場合には、議題を可とする者は「賛成」、否とする者は、「反対」と所定の投票用紙に記載し、投票しなければならない。

(選挙規定の準用)

第七十八条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第二十三条（議場の閉鎖）・第二十四条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）・第二

条第一項及び第二十九条の規定を準用する。

(請願書の記載事項)

第八十二条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人にあつては、その名称及び所在地）を記載し、請願者（法人にあつては、その代表者）が署名し、又は記名押印をしなければならない。

2 (略)

(請願文書表の作成及び配布)

第八十三条 議長は、請願書に基づき請願文書表を作成し、議員に配布する。

2～3 (略)

(請願の委員会付託)

第八十四条 議長は、請願文書表の配布と共に、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。

2 (略)

3 請願の内容が二以上の委員会の所管に属する場合は、二以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(請願の審査報告)

第八十六条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

十五条（投票）・第二十六条（投票の終了）・第二十七条（開票及び投票の効力）・第二十八条第一項（選挙結果の報告及び告知）及び第二十九条（選挙に関する疑義）の規定を準用する。

(請願書の記載事項)

第八十二条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地及び名称）を記載し、請願者（法人の場合にはその代表者）が署名し、又は記名押印をしなければならない。

2 (略)

(請願文書表の作成及び配布)

第八十三条 議長は請願書に基づき請願文書表を作成し、議員に配布する。

2～3 (略)

(請願の委員会付託)

第八十四条 議長は、請願を請願文書表の配布と共に、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。

2 (略)

3 請願の内容が二以上の委員会の所管に属する場合は、二以上の請願が提出されたものとみなす。

(請願の審査報告)

第八十六条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

一～二 （略）

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 採択すべきものと決定した請願であつて、区長その他の関係執行機関に送付することが適当であると認めるものは、その旨を付記することを要する。

（請願の送付並びに処理の経過及び結果の要求等）

第八十七条 議長は、議会で採択を決定した請願で、執行機関に送付しなければならないものは、速やかに送付し、かつ、その処理の経過及び結果の報告を要求しなければならない。

2 （略）

（請願の撤回及び紹介の取消し）

第八十七条の二 請願者は、請願（会議の議題となつたものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

（秘密の保持）

第九十条 （略）

一～二 （略）

（新設）

2 採択すべきもので、区長その他の関係執行機関に送付することを適当であると認めるものは、その旨を付記することを要する。

（請願の送付並びに処理の経過及び結果の要求等）

第八十七条 議長は、議会で採択と決定したもので、執行機関に送付しなければならないものは、速やかに送付し、かつ、その処理の経過及び結果の報告を要求しなければならない。

2 （略）

（請願の取下げ及び紹介の取消し）

第八十七条の二 議長が受理した請願について、委員会付託前に請願者が取り下げようとするときは、議長の許可を得なければならない。また、請願を紹介した議員が紹介を取り消そうとするときも同様とする。

（新設）

（秘密の保持）

第九十条 （略）

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

(議員の辞職)

第九十二条 (略)

2 前条第二項及び第三項の規定は、議員の辞職について準用する。

(資格決定の要求)

第九十三条 法第二百二十七条第一項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第九十二条の二の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類と共に議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第九十四条 前条の要求については、議会は、第三十二条第三項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定の通知)

第九十五条 議会が第九十三条に規定する決定をしたときは、議長は、その決定を求めた議員及びその決定を求められた議員に通知しなければならない。

(携帯品)

第九十七条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他やむを得ない理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏してはならない。

(議員の辞職)

第九十二条 (略)

2 前条第二項及び第三項の規定は、議員の辞職について、準用する。

(資格決定の要求)

第九十三条 法第二百二十七条第一項の規定により、議員の被選挙権の有無について議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類と共に議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第九十四条 前条の要求については、議会は、第三十二条第三項(議案等の説明・質疑及び委員会付託)の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定の通知)

第九十五条 被選挙権の有無を決定したときは、議長は、その結果の決定を求めた議員及び決定を求められた議員に通知しなければならない。

(携帯品)

第九十七条 議場に入る者は、帽子、外とう・襟巻・つえ・傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他やむを得ない理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

届け出たものについては、この限りでない。

(離席)

第九十九条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

(禁煙)

第百条 何人も議場において喫煙してはならない。

(懲罰動議の提出)

第百四条 懲罰の動議は、文書をもつて所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して三日以内に提出しなければならない。ただし、第九十条第二項の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第百五条 懲罰については、議会は、第三十二条第三項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

(一身上の弁明)

第百六条 議員は、自己の懲罰事犯の会議及び委員会において議会又は委員会の同意を得て、自ら弁明し、又は他の議員をして代わつて弁明させることができる。

(会議録の記載事項)

第百十二条 (略)

(離席)

第九十九条 議員は会議中みだりに議席を離れてはならない。

(禁煙)

第百条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(懲罰動議の提出)

第百四条 懲罰の動議は、文書をもつて所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して三日以内に提出しなければならない。ただし、第九十条第二項 (秘密の保持) の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第百五条 懲罰については、議会は、第三十二条第三項 (議案等の説明・質疑及び委員会付託) の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

(一身上の弁明)

第百六条 議員は、自己の懲罰事犯の会議及び委員会において議会又は委員会の同意を得て、自ら弁明し、又は他の議員をして、代わつて弁明させることができる。

(会議録の記載事項)

第百十二条 (略)

二 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時

三～十 （略）

十一 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項

十二～十五 （略）

2 （略）

（会議録の配布）

第百十三条 会議録は、議員及び関係者に配布する。

（会議録に掲載しない事項）

第百十四条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消を命じた発言及び第五十七条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

（電子情報処理組織による通知等）

第百十六条の二 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

二 開議・散会・延会 中止及び休憩の日時

三～十 （略）

十一 議案の提出・撤回及び訂正に関する事項

十二～十五 （略）

2 （略）

（会議録の配布）

第百十三条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。

（会議録に掲載しない事項）

第百十四条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消を命じた発言及び第五十七条 （発言の取消） の規定により取り消した発言は、掲載しない。

（新設）

<u>2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。</u>	<u>(新設)</u>
<u>3 前二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。</u>	<u>(新設)</u>
<u>4 第一項又は第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時（第十七条、第八十三条第一項、第八十四条第一項及び第百十三条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録をすることができる措置を採るとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処</u>	<u>(新設)</u>

理組織を使用して当該措置が採られた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下「署名等」という。）が規定されているものを第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

（新設）

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

（新設）

（電磁的記録による作成等）

第百十六条の三 この規則の規定（第二十四条第一項（第七十八条にお

（新設）

<u>いて準用される場合を含む。)を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(以下「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。</u> <u>2 前項の規定により電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</u> <u>付 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>	<u>(新設)</u>
--	--------------------